

特別な配慮が必要なお子さんのために

病気等の理由により、**集団健診での受診が著しく困難な場合**は、医療機関で実施する個別健診にかかる受診費用を助成します。この制度の利用にあたっては、事前にお住まいの区の区役所地域支援課へ相談し、**承認を受ける必要**があります。

※事前承認を受けずに受診した場合は、助成の対象となりません。
※保護者の希望で個別健診の費用補助が受けられるものではありません。
※集団健診とは、1歳6か月児健康診査と3歳児健康診査のことです。



★ 対象児 (川崎市に住民登録があり、集団健診の対象期間内に次の要件に該当する場合)

医療的ケア児	人工呼吸器や酸素療法をしている（気管切開を含む） 常時吸引が必要である 経管栄養・胃ろう・中心静脈栄養等の栄養管理を行っている 導尿やストーマの管理が必要
重症心身障害児	移動や姿勢保持に介助が必要 車いすやバギーを使用している
先天性の疾患等	治療や手術前後等で、感染症予防の観点から人混みを避ける必要があると医師が判断している場合など
発達障害等	発達障害（特性）等の事情により、集団健診では適切な診察や相談を受けることが困難な場合 など（原則、幼稚園や保育所に通えている場合は除く）

★ 利用のながれ

- ①相談 お住まいの区の区役所地域みまもり支援センター地域支援課へ相談
(お子さんの状況についてお伺いし、必要に応じて、家庭訪問や面談をする場合があります。)
- ②申請 お住まいの区の区役所地域みまもり支援センター地域支援課へ申請
決定後、受診に必要な書類を受領（集団健診用に事前送付された書類とは異なります。）
- ③受診 かかりつけ医等の医療機関（**内科、歯科**）を予約し、健診を受診
健診に係る費用を医療機関に支払う
- ④費用の申請 領収書等の必要書類を川崎市に申請（自己負担した費用のうち、上限3万円まで補助）

※健診費用の助成は、**内科と歯科合わせて上限3万円**です。3万円を超えた費用は、実費負担となります。

令和8年10月1日以降に受診した健診が対象となります。

★ 利用の相談・問合せ

- | | |
|------------------------|--------------|
| 川崎区役所地域みまもり支援センター地域支援課 | 044-201-3214 |
| 幸区役所地域みまもり支援センター地域支援課 | 044-556-6648 |
| 中原区役所地域みまもり支援センター地域支援課 | 044-744-3279 |
| 高津区役所地域みまもり支援センター地域支援課 | 044-861-3315 |
| 宮前区役所地域みまもり支援センター地域支援課 | 044-856-3302 |
| 多摩区役所地域みまもり支援センター地域支援課 | 044-935-3264 |
| 麻生区役所地域みまもり支援センター地域支援課 | 044-965-5234 |

川崎市ホームページ



★ 制度全般に関する問合せ

こども未来局 母子保健担当 電話 044-200-2450

特別な配慮が必要なお子さんのため QandA

Q 希望すれば個別健診を受けられますか？

A 個別健診は、集団健診での受診が困難な場合に実施します。お子さんの状況を確認し、地域みまもり支援センターが総合的に判断します。

Q 発達障害の診断がないと対象になりませんか？

A 診断の有無は要件ではありません。お子さんの発達特性や健康状態などを総合的に判断します。

Q 発達障害の診断があれば対象になりますか？

A 診断の有無は要件ではありません。また、児童福祉サービス（療育等）を利用しているだけでは、本事業の対象とはなりません。集団健診で必要な診察や発達確認が可能な場合は、集団健診を受診していただきます。なお、原則、保育所や幼稚園に通っている場合は対象となりません。

Q こどもの状態はどのように判断するのですか？

A これまでの経過や保護者からの聞き取りを中心に、電話、面接、家庭訪問等で確認させていただきます。

Q 小児科や歯科は、指定の医療機関で受診するのですか？

A 川崎市が医療機関の指定は行いませんので、かかりつけ医等に保護者からご相談し、市の規定の健診項目の実施が可能な医療機関で健診を受診してください。市外の医療機関でも構いません。

Q 小児科や歯科は往診でもよいですか？

A 集団健診の会場に来所するのが困難な場合を対象としていますので、訪問診療（往診）でも可能です。

Q 内科と歯科健診両方受ける必要がありますか？

A 1歳6か月児健診及び3歳児健診は、母子保健法に定められた健診で、内科診察と歯科診察の受診が定められています。原則、内科と歯科健診を受診していただきますが、難しい場合はこの限りではございません。

Q 健診にかかる費用はどのくらいですか。

A 医療機関ごとに請求の費用が異なります。受診後は、保護者から医療機関に直接お支払いをしていただきます。後日、領収書等を川崎市へ提出し、かかった費用の払い戻しを行ってください。（償還払い制度）

Q 自己負担した健診費用は、どのように請求すればよいですか？

A 健診受診日から1年以内に、川崎市指定の申請フォームから申請してください。申請後約4か月程度で指定された銀行口座に入金します。

川崎市では、1歳6か月児健康診査と3歳児健康診査を集団健診として実施しています。この時期は、お子さまの成長・発達にとって大切な節目の時期です。

健診では、医師・歯科医師・保健師・看護師・栄養士・歯科衛生士・心理士がお子さんの成長や発達に関するご相談に応じます。日頃気になっていることや、発育・発達の不安や心配ごとなどがありましたら、この機会にご相談ください。

